



環境省

令和 8 年度 浄化槽整備推進関係予算 概算要求

概要資料

令和 7 年 8 月 29 日

環境省 環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室



令和 8 年度浄化槽整備推進関係予算 概算要求の概要

1. 浄化槽整備推進のための国庫助成(循環型社会形成推進交付金等)※廃棄物処理施設整備交付金を含む。

- 汚水処理人口普及率は令和 6 年度末で93.7%となったところであるが、依然として地方を中心に約780万人の国民が単独処理浄化槽やくみ取り槽を利用し、生活排水が未処理となっている状況。人口 5 万人未満の市町村における汚水処理人口普及率は84.5%にとどまっており、これらの地域は人口密度が比較的低いと考えられることから、合併処理浄化槽の整備を通じて汚水処理未普及の状態を早期に解消し、水環境の保全を推進していくことが重要。
- 令和 8 年度概算要求においては、政府目標である令和 8 年度の汚水処理施設整備の概成（汚水処理人口普及率95%）を目指し、浄化槽法に基づき、合併処理浄化槽の整備を加速化するとともに維持管理の向上等を支援するために必要となる予算を要求。
- また、防災・減災、国土強靱化の観点からも、老朽化した単独処理浄化槽やくみ取り槽の合併処理浄化槽への転換促進及び浄化槽の長寿命化を引き続き支援。

○ **循環型社会形成推進交付金等（浄化槽分）**（4P参照）
市町村の自主性と創意工夫を活かし、健全な水環境や国土強靱化等に資する浄化槽整備を支援。

予算事項	令和 7 年度 予算額	令和 8 年度 概算要求額	対前年度比
循環型社会形成推進交付金等 （浄化槽分）	（ 9 2 億円） 8 6 億円	（ 9 2 億円＋事項要求） 8 6 億円＋事項要求	（ 1 0 0 %） 1 0 0 %

※上段（ ）は、内閣府〔沖縄〕、国土交通省〔北海道、離島〕計上分を含めた額
※「防災・減災、国土強靱化のための 5 カ年加速化対策」に係る経費については、予算編成過程において検討（事項要求）

令和 8 年度浄化槽整備推進関係予算 概算要求の概要

2. 浄化槽整備推進のための国庫助成(二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金)

- 現状、家庭用の小型浄化槽については、高効率ブロワ等の開発が進み省エネ化が推進されており、全出荷基数中の約 9 割が先進的省エネ型浄化槽となっている。一方で、集合住宅、医療施設等に設置されている中大型浄化槽については省エネ化が遅れており、中大型浄化槽の全出荷基数中のうち先進的省エネ型浄化槽の占める割合は約 2 割にとどまっている。
- こうした状況を踏まえ、令和 3 年10月に閣議決定した地球温暖化対策計画において、先進的な省エネ型浄化槽の導入促進について明記するとともに、令和 4 年度予算において、浄化槽分野における一層の省エネ対策の促進や再生可能エネルギーの導入の推進に向けた補助事業を新規計上したところ。
- 令和 8 年度概算要求においても、引き続き下記の事業を要求し、浄化槽分野の脱炭素化対策を推進。

○ 浄化槽システムの脱炭素化推進事業 R 8 概算要求額 1 8 億円 (R 7 予算額 1 8 億円) (5 P参照)

2050年カーボンニュートラル及び2030年度46%削減目標の達成に向けて、エネルギー効率の低い既設の中大型浄化槽について、最新型の高効率機器（高効率ブロワ等）への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生可能エネルギーを活用した浄化槽システムの導入を支援することにより、浄化槽分野における脱炭素化を推進。

○ 防災拠点や避難施設となる公共施設への再生可能エネルギー設備等導入支援 (6 P参照)

(概算要求事業名：地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共避難施設・防災拠点への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業等)

R 8 概算要求額 5 0 億円+事項要求の内数 (R 7 予算額 2 0 億円の内数)

災害へのレジリエンス強化のため公共施設等への再生可能エネルギー設備及び省エネ型浄化槽の導入を支援（省CO2型設備として補助）することにより、平時の脱炭素化や防災対策（災害時のエネルギー供給等の機能発揮）とあわせて浄化槽分野における脱炭素化を推進。

浄化槽の整備（循環型社会形成推進交付金等（浄化槽分））※廃棄物処理施設整備交付金を含む。



【令和8年度要求額 8,613百万円+ 事項要求（8,613百万円）】

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や維持管理の向上等を支援します。

1. 事業目的

- ・現在でも全国で未だに約830万人が単独処理浄化槽やくみ取り槽を使用しており、生活排水が未処理となっている状況。
- ・令和8年度の汚水処理施設の概成目標の達成のため、単独処理浄化槽やくみ取り槽の合併処理浄化槽への転換を促進する必要。特に、生活環境等に重大な支障が生じるおそれのある「特定既存単独処理浄化槽」の転換に向けた指導等を強化するとともに、対象となる高齢世帯における経済的負担の軽減に向けた支援が必要。あわせて、適正な維持管理を徹底するため、浄化槽台帳の整備や少人数高齢世帯の維持管理費を支援。
- ・災害対応・強靱化のため、老朽化した合併処理浄化槽の更新とともに浄化槽の被災状況の迅速な把握と早期復旧を図る台帳システム整備を支援。

2. 事業内容

市町村が行う浄化槽事業に対して交付金により支援。

※令和8年度予算では下線部分の助成メニューを拡充。

○環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業（交付率1/2）

・単独処理浄化槽・くみ取り槽から合併処理浄化槽（環境配慮型浄化槽に限る）に事業計画額の5割以上転換する事業

・集合処理（下水道、農集排等）から浄化槽へ転換する事業（公共浄化槽への転換に限る）

○汚水処理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業（交付率1/2）＜R8までの時限措置＞

○単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換

特定既存単独処理浄化槽（法に基づく維持管理を実施している少人数高齢世帯に限る）から合併処理浄化槽への転換に対する交付金基準額の増額 ＜R11までの時限措置＞

○浄化槽災害復旧事業

○少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業（交付期間を3年から5年に延長）

○市町村が定める浄化槽長寿命化計画等に基づく浄化槽の改築・更新事業

○浄化槽整備効率化事業

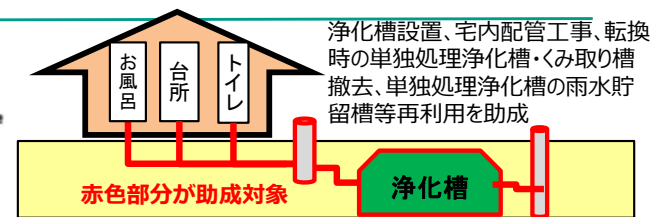
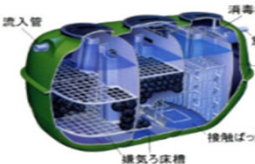
浄化槽台帳整備（浄化槽の被災状況等をオンライン等で把握・情報集約する台帳システム整備含む）、計画策定・調査（特定既存単独処理浄化槽に係る調査含む）、講習会等

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（交付率1/3、1/2）
- 請負先/交付対象 地方公共団体
- 実施期間 平成17年度～

4. 事業イメージ

○浄化槽のイメージ



○事業の流れ



○費用負担・交付率

浄化槽設置整備事業（個人設置型）

単独処理浄化槽・くみ取り槽から合併処理浄化槽への転換、新規設置

個人 市町村(2/3or1/2負担) 国(1/3or1/2交付)

負担割合6/10

負担割合4/10

※浄化槽災害復旧事業については交付対象事業費の全額が交付金の交付対象（要協議）

特定既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換（一定の要件を満たす場合に限る）

個人 市町村(1/2負担) 国(1/2交付)

負担割合1/3

負担割合2/3

公共浄化槽等整備推進事業

単独処理浄化槽・くみ取り槽から合併処理浄化槽への転換、新規設置

市町村(2/3or1/2負担) 国(1/3or1/2交付)

※市町村は、別途、負担金（事業費の1割程度）を個人より徴収

少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業

個人 市町村(2/3or1/2負担) 国(1/3or1/2交付)

負担割合1/2

負担割合1/2

お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室 電話：03-5501-3155

浄化槽システムの脱炭素化推進事業



【令和8年度要求額 1,800百万円（1,800百万円）】



浄化槽システムの脱炭素化に向けて、エネルギー効率の低い既設中大型浄化槽への先進的省エネ型浄化槽や再生エネ設備の導入を支援します。

1. 事業目的

浄化槽分野における脱炭素化の推進に向けて、エネルギー効率の低い既設の中大型浄化槽について、最新型の高効率機器（高効率ブロワ等）への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生可能エネルギーを活用した浄化槽システムの導入を推進することにより、大幅なCO2削減を図る。

2. 事業内容

中大型浄化槽について、最新型の高効率機器への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生エネ設備の導入を行うことにより大幅なCO2削減を図る事業を支援する。

①既設の中大型合併処理浄化槽に係る高効率機器への改修

- ・最新型の高効率機器（高効率ブロワ等）への改修とともにブロワ稼働時間を効率的に削減可能なインバータ及びタイマー等の設置を要件とする。
- ・改修によって当該機器のCO2排出量を20%以上削減（③の再生エネ設備導入によるCO2排出量の削減を含む）

②既設の中大型合併処理浄化槽から先進的省エネ型浄化槽への交換

- ・最新の省エネ技術による先進的省エネ型浄化槽への交換を要件とする。
- ・交換によって既設浄化槽のCO2排出量を46%以上削減（③の再生エネ設備導入によるCO2排出量の削減を含む）

※さらに、規模見直し等により高い削減率を達成するものは優先採択

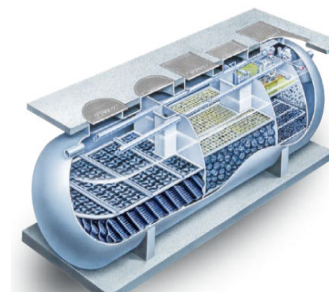
③中大型合併処理浄化槽への再生エネ設備の導入

- ・上記①又は②と併せて行う再生エネ設備（太陽光発電・蓄電池等）の導入を支援する。

3. 事業スキーム

■事業形態	間接補助事業（補助率：1／2）
■補助対象	民間事業者・団体、地方公共団体等
■実施期間	令和4年度～令和8年度

4. 事業イメージ



先進的省エネ型浄化槽

出典：フジクリーン工業（株）HP



高効率ブロワ

画像提供：（一社）浄化槽システム協会



スクリーン



インバータ制御

画像提供：（一社）浄化槽システム協会



再生可能エネルギー設備

お問合せ先： 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室 電話：03-5501-3155



【令和8年度要求額 5,000百万円＋事項要求（2,000百万円）】

災害・停電時に公共施設等へエネルギー供給が可能な自立分散型エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

第1次国土強靱化実施中期計画（令和7年6月6日閣議決定）における「避難施設・防災拠点への再生可能エネルギー・蓄エネルギー・コージェネレーション等の災害・停電時にも活用可能な自立分散型エネルギー設備の導入推進対策」として、また、地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）に基づく取組として、地方公共団体における公共施設等への再生可能エネルギーの率先導入を実施することにより、地域のレジリエンス（災害等に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設等※1への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

設備導入事業として、再生可能エネルギー設備、熱利用設備、コージェネレーションシステム（CGS）及びそれらの附帯設備（蓄電池※2、充放電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO2設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助。

※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設及び公用施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持すべき公共施設及び公用施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など）

※2 蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。

※ 都道府県・指定都市による公共施設等への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助 都道府県・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3
- 補助対象 地方公共団体（PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可）
- 実施期間 令和3年度～

4. 支援対象

- 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設等
 - 業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持すべき公共施設等
- 導入
- ・ 再エネ設備
 - ・ 蓄電池
 - ・ CGS
 - ・ 省CO2設備
 - ・ 熱利用設備 等

